

## 近江商人野田六左衛門家の系譜と蓄積過程

末 永 國 紀

### 目 次

はじめに

一 系 譜

二 蓄積過程

三 奉公人のあり様

む す び

### は じ め に

近江国蒲生郡野田村出身の近江商人野田六左衛門家は、中山道上野国板鼻宿（現、群馬県安中市）において、宝暦三年（一七五三）に酒造商を創業した。北関東での酒造業の開始は、江戸期に出店を開業した蒲生郡日野町出身の近江商人の多くに共通する傾向である。<sup>1)</sup>

近江商人野田六左衛門家の系譜と蓄積過程（末永國紀）

野田家の家譜は、同家伝来の数種の史料によつて知ることが出来る。その主なものとして、明治期に執筆された「萬歳記」・「歴代野田金平家略(仮題)」・「五世野田六左衛門略伝」・「歴代忌年早見表」等が挙げられる。これらの史料によつて、先ず野田六左衛門家の家譜を歴代当主を中心にまとめ、次いで経営分析を試みた後、奉公人のあり様を考察することにする。<sup>(2)</sup>

## 一系 譜

### 1 初代金平

初代金平は享保八年(一七三三)、蒲生郡野田村の農家に生まれた。一二歳で同郡松尾山村の高井作右衛門家に奉公し、上野国藤岡の出店に勤務した。

宝暦三年(一七五三)、三一歳で独立別家となり、それまでに蓄えた五〇両を元手に、上野国碓氷郡板鼻宿で細野彦兵衛の店を借りて酒造業を始めた。碓氷川の清流は酒造に適し、芳醇な美酒という評判を得て、商勢は上向いた。店名を十一屋六左衛門と称した。没したのは明和六年(一七六九)二月三日、享年四七。法号「秀円」。初代金平の妻「みち」は、文政四年(一八二二)二月一七日没。

初代金平は、没する前年の明和五年八月に「書をき申一札之事」と題する遺言状を書いている。そのなかの二節を示すと、以下のとおりである。

書をき申一札之事 (#1393)

一 右金百廿兩 猫田村惣兵衛殿ニ預リ御座候

一 当村本誓寺様 無心金

金廿四兩斗預リ御座候

一 金廿兩藤岡町作右衛門様ニ亥ノ十二月ニ預リ御座候

惣メ預リ金

三口合百六拾四兩ニ御座候

一 板鼻宿店当年まで拾七ヶ年、

年々尔店おろし勘定改長雨

此方と店尔年々式本ツ、改をき

申候、店長面(マ)之通り金子無相違

御座候、我直はて候上ハ、松尾山村

作右衛門様猫田村宗兵衛様ました村新蔵殿

立会尔て、あとしき取合何方尔て

も慥成者作右衛門様惣兵衛様

御せわニ被成候て、我直あと可然様ニ

相立可申様ニ被成可被下候、たのミ

をき申候

右の内容は、次のように解される。日野の猫田村の藤崎宗兵衛と野田村本誓寺、上州藤岡の旧主高井作右衛門から合計一六四両の預り金があること。上州板鼻宿の出店は、開店以来明和五年で一七年になること。年々の店卸帳は、近江の本宅と出店の両方に備えていること。帳面の額面通りの現金を保有していること。自分の没後の跡式の世話は、松尾山村の高井作右衛門と猫田村の藤崎宗兵衛、それに妻「みち」の実家である増田村の新蔵に頼むが、とくに作右衛門と宗兵衛に跡目相続のことを懇願したいこと。

金平はこれに続く文言で、板鼻宿近村の中宿村出身の奉公人であり、目を掛けている与七の伴侶として、作右衛門の妹か、もしくは近江の同郷の女性を娶せる世話を作右衛門・宗兵衛と名主をはじめとする村方の六人に頼んでいる。与七のことを、後事を託すに足る人物と見ていたのである。

さらに、妻の「みち」の身の振り方についても一カ条を設けている。「おみち義ハ、此方にてごけ立て候はば」として、婚家に留まって後家を立てるならば生計費に一七六両一步を与え、実家の増田村へ戻ることになるならば五〇両を付けて帰す。いずれにせよ「おみち義ハ心のままニ被成可被下候」と「みち」自身の判断に委ねることになっている。妻に対する配慮の行き届いた理解ある態度である。

## 2 二代目金平

初代金平には、名前を「そえ」という娘があった。これに蒲生郡今堀村市川家の次男源治を養嗣子に迎えた。これが二代目金平である。文化一〇年(一八一三)七月三日没す。享年六五。法号「秀意」。妻「そえ」の没年は、弘化四年(一八四七)五月一三日。

二代目は、寛政六年（一七九四）四月の板鼻宿の代官の出店商売に関する尋問について、四月一二日に次のように応答している（#1394）。

御代官堀矢文右衛門様ヨリ触書、上方辺方出店商売、其外都而商内金高何程、取扱、家内人数等、地頭名前書出し可申趣、則書上候趣意ハ

小笠原佐渡守領分、近江国野田村金平

一 金高凡五百両位方六百両位迄年中商内高、右商内ト申者、造酒荒物雑穀類ニ御座候、尤造酒仕入時分者と時借等仕候儀茂有之候、借店相始メ候年者、宝曆三酉年ニテ、当時家内六人ニテ渡世仕候出店之儀ニ候間、農業不仕候

右之通、寅四月十二日印形仕差上申候

代官堀矢文右衛門による上方辺からの出店商売人に対する家業調べに対して、近江の本宅の野田村の領主は、小笠原佐渡守であること。出店の年間の商内高は五〇〇〜六〇〇両であり、取扱品は造酒・荒物・雑穀類であり、酒仕込みの節は、資金借入もおこなっていること。借店による営業をはじめたのは宝曆三年であり、その時の人数は六人、農業はおこなっていないと回答している。後にみるように、この年の板鼻出店の純資産はすでに二〇〇〇両を超えているので、四分一くらいの過少申告である。

二代目の時代には、板鼻付近での出店の新設と改廃が繰り返された。寛政元年（二七八九）に十一屋太助の名前で松井田出店を出し、寛政一年に店仕舞いをしている。寛政四年には野田又左衛門名の脇屋村出店を店仕舞いにした

際は、損金九〇両を計上し、同八年には室田宿出店を仕舞って、損金九六両と錢九三八文を出している。同一一年秋に倉賀野に酒造店を開き、八八六両二分二朱と錢一四二文を投資している。文化四年秋に高崎宿赤坂に酒造出店を出し、支配人に新七を配属した。

この間、文化三年（一八〇六）三月に酒造造石令によって、板鼻出店の酒造石高は、三〇〇石から二〇〇石増えて五〇〇石となった。

安永の頃から質屋業を始めたが、文化の頃に見切りをつけて廃止した。その理由を「当所ハ、在せまく、市不立、上ハ安中へ近く、下ハ高崎之大場アリ、一切外商内不相成所ニ候、已後懲りて始べからず、質物も在方之質無之、当所人ト飯盛下女之質物故、相手ニ相成不申」と、質物の品質がよくないので、酒造業以外の廢業も止むを得ないと述べてゐる（#1394）

文化八年一月二二日の板鼻宿大火によって、米飯の炊出し救恤に二五両二分二朱を費やし、その上で天明の頃から宿内の旅籠屋その他へ貸し付けていた五〇〇〜六〇〇両が取り立て不能の損金となったことも重なって、板鼻宿の立地を次のように酷評している。

当所ハ在少く市不立、通船無之商人之住へき土地ニあらず、外商内一切難相成、漸々酒造五六百石之渡世ヨリ致方無之、夫逆茂、長久之安堵ハ難相成、店卸勘定不合歟、又ハ何歟心ニ不叶事出来候ハ、深く不及思案、早速見切店仕舞可申、元來商人ニ不相成之土地候間、尻ヲ据へ株付候へバ、却而勘定難合、常々其心掛にて何時成共立退、残念無之仕方ニ致し、假令幾年商内致し居候共、耄年限り之心得ヲ以テ渡世可致候（#1394）

板鼻宿は、田舎のため人口少なく、人の集まる市もたまたま通船の便もないので、商人の住むような所ではない。酒造以外の商売は成り立たない。精々酒造石高五〇〇〜六〇〇石が適当な規模の土地であり、それとても長く腰を据える所ではない。店卸勘定が釣り合わなかったり、何か心に染まなかったりすることがあれば、深く思案することなく、見切つて店仕舞いする積りでいるのがよい。そのように割り切つていつでも立ち退けるように準備しておくことである。たとえ何年商いを続けようと、一年限りの商売と心得ておくこと、というのである。

しかし、外来商人として長年居付いているからには、簡単に引き揚げることはできなかった。例えば、高崎藩への出金は天明頃から始まり、安中藩へは寛政元年と二年の間に六〇〇両を貸し付けている。これらの事實は、野田家の出店が商家として、すでに目立つような存在になっていたことを裏付けるものである。

### 3 三代目金平

二代目金平には二人の娘がいた。二代目の生家である今堀村の市川五郎左衛門家から二代目の甥である専次郎を養子に迎え、これに姉娘を配偶した。これが三代目金平である。姉娘は長男専太郎を生んで没したので、三代目は妹娘の「ひで」を後妻に迎え、次男金治郎と二人の娘を得た。三代目の没年は文政十一年（一八二八）四月二四日、享年五六。法号「秀貞」。「ひで」の没年は、文久元年（一八六一）三月六日。

寛政九年（一七九七）一〇月の二五歳の時、板鼻出店へはじめて下つた三代目の時代も出店の改廃が続いた。文政二年秋、倉賀野出店を一時秩父大宮町の小兵衛へ譲渡したが、寛政十一年秋から文政二年までの間、倉賀野出店の商勢は振るわず、利分は皆無であった。文政八年八月、下小埜村の地所酒蔵諸道具を買取つて出店とした。店名日野屋

与三郎。支配担当は与市と吉兵衛であったが、三年後の秋までの勘定は大損であったので、本店へ引き揚げ処分にした。同じく文政八年一二月、高崎の九蔵町横町の酒株・地所・建物・諸道具を合計二〇三両一分二朱と錢二八三文で買取り、翌九年正月に与市へ任せた。九蔵町横町出店である。

これらの出店は、幹部奉公人との乗合店であったと考えられる。乗合店の経営について、「一乗合店ハ相互ニ其店へ入込、可相勤ナリ、人任せニして乗合候テハ、不行届キ故、無用ト可相心得候、出店ハ第一人、第二所、第三金」と論じ、乗合店経営においては人任せにせず自ら経営を担当する覚悟が必要であり、とかく出店経営では、経営担当者的人物、出店の立地、資金が肝心であると説いている（#1394）。同時に、出店の厄介事を本店に持ち込み、迷惑をかけるように努めることも求めている。

文政五年正月一日昼四つ時、板鼻出店の釜屋から出火し、酒蔵を残らず焼失するという災難が生じた。焼失による痛手を被った野田六左衛門に対して、同地の領主は陣屋への出頭を命じ、次のように説諭した（#1394）。

御本陣宅へ六左衛門呼寄せ、安井、真砂、須賀、藤屋、立合之上、其許焼失二付、身上立直り候迄、地賃取申間敷、高野方ハ旅人屋渡世致シ、地賃当テニ不致暮し可申、此節古借茂返済可致之處、不勝手故返済難相成候、右勘弁之趣意とて、普請致し不相替渡世相続可致旨議定被致候

焼失後、板鼻宿の本陣へ当主金平が呼び寄せられて、安井、真砂、須賀、藤屋といった主だった地元の人々の立合の上で、板鼻出店の貸主である高野利左衛門家が借家賃の支払いを免除すること、板鼻出店から借りている古い借金返済はできないが、出店を再築して営業を続けるようにと慰留されている。被災をきっかけにして、野田家が出店



を引払うのではないかと危惧されているのであり、すでに野田家の板鼻の出店が地域に根を張り、地元に不可欠の存在になっていたことを語っている。

翌六年九月には、酒蔵諸道具とも皆再建されたが、板鼻出店に対する見方は依然として厳しい評価であった（#1394）。

故郷より百里隔、尻を居へ候程之残念之適所ニも無之、何国なりとも商ひ繁昌致し、利得ニ成り候ハ、所替へ者勝手次第可致事ニ候、其節ハ借地之蔵諸道具ハ当分渡世致居候中ニ用物ト心得不用之節ハ、望人ニ安々ニ売払ニ致し可申候、併可成ニ其年々勘定さへ合候ハ、老年切り之腰掛商ひと心得、常々要害致シ支配致し可申事

故郷の近江から一〇〇里を隔てている板鼻は、腰を据えて経営にあたるような有望な所ではなく、他に繁盛して利得になるような場所があれば、いつでも所替わりしても構わない。その際は、借用している蔵道具類を希望者に安く売り払ってもよい。年々の勘定さえ合えば、一年切りの腰掛商いと見なして、その積りで経営することである。

心底に離脱の機会を窺いながらの腰掛商いの地と思いつながらも、営業を続けている以上、地域への心遣いを絶やすことはできなかった。例えば節句や歳暮の遣い物である。文政年間のことであるが、三月と五月の節句と八朔には、酒一升ずつを本陣・名主・大家へ配り、盆暮れの挨拶として寺院八カ所へ錢を配り、問屋場や橋掛の道中関係へも酒一升〜四升を配っている。主人店下りの節の土産は、「惣役人中 向三軒両隣、当町内世話やき、長伝寺」へ、各銀壹匁余りの品を見計って配っている。

三代目には、没年の前年、文政一〇年十一月晦日に記された遺言がある。これは、明治になってから筆写され、「右

ハ第三世秀貞君之遺書ニシテ、我々子孫ヲ訓戒セラレタル事、至レリ尽セリ、依テ今更メテ吾家ノ家訓トス、我カ一族タル者、常ニ服膺シテ背カサランコトヲ期スベキ者也」、との但し書をつけて、家訓とされた。すなわち、「家訓家事改革秘書」である（#1468）。

内容は、商家の主人の自覚をうながした全文五〇カ条からなる長大な教戒の文章である。その説く要点は、次のようなどころにある。

世間の豪家や富家の盛衰は一に主人の行状に懸かっている。当主が無益のことに凝ったり執心したりすると、それが奢りとなり、家業をおろそかにして、商いの未熟者となる。主人の行状が正しくなく、世知と人情に疎くなるとどんな豪家でも衰退していくものである。質素儉約は大事であるが、悪事である吝嗇と混同しないこと。先祖から家業を受け継いだとしても、当初は借り物と思ひ、主人役が立派に務まっているとみなされるように努めること。奢りを慎み、質素儉約を心がけながら家業に精勤していても、思いもよらない損失を受けることがある。その時は、いよいよ正路篤実に業態に励めば、天理に適って損害も癒えるであろう。古来からの家法は自然の道理に立ったものなので、簡単に性急に改廃してはならない。この度の家業永続を図った家事改革も、新例を立てる意味ではなく、ここ数年の誤りを修正するためである。

この遺言は、養嗣子として家業を受け継いだ三代目の周到で律義な性格がよく表れている。例えば、次のような箇条である。「一 古来仕来り候家法ハ自然之道理ル相立有之候事ルテ、一応之詠めルハ仮令非なりと存候共、軽々敷新例を立改むべからず、数試ミ之老後之上、得と見定メ候テ改正可致事」

養子の立場として、簡単には古法を変えられないことを心得ていたのである。また、四代目となる実子の行状に心を痛め、家業の行く末を懸念していたことは、家訓の冒頭に記された次の表現からも窺うことができる。第一条にお

いて、「家得<sup>トク</sup>手厚く思ひ、当時差支へ無之故、自身家業を覚得<sup>トク</sup>励み可申儀<sup>トク</sup>及はず、何様之立廻り致し候<sup>トク</sup>迎、今ハ誰尔制せられ恐るべき人なしと存るの志し、幽尔有之候<sup>トク</sup>氣味より油断と相成、我独りの家得と心得候<sup>トク</sup>故、至而富家と相見へ少々私用<sup>トク</sup>尔遣ひ減らし候<sup>トク</sup>迎、左のミ障りニも相成間敷、手厚き禄尔産れ合ひたる、所詮<sup>トク</sup>尔ハ少しハ世を楽んで暮さんと存る思ひより氣緩<sup>トク</sup>ミ、古格家法を崩し、氣隨之好み、不執斗ひの品々、世間の詠<sup>トク</sup>め富家の風聴<sup>トク</sup>と相成候<sup>トク</sup>事」と述べている。その意味するところは、以下のような内容である。すなわち、繼承した家産は豊かにあるものと思ひ込み、当面は家業にさほど身を入れる必要もなく、どんな振舞いをしようと誰にも制御されず、恐れる人もいないとの考えから、油断が生じるのである。そうなると、受け継いだ家産を自分一人のもの<sup>トク</sup>と勘違<sup>トク</sup>いして、私用のために減らし、てもそれほど家業に差し支えることもあるまいと独り合点する。そして、せっかく富家に生まれ合わせたのだから、人生を楽しんで暮らそうとの魂胆から、氣の緩みとなつて古格家法を破り、氣儘で不都合なことになつていくのが、世間一般の富家の傾向である、と注意を喚起している。あたかも四代目金平の所業を予見していたかのような指摘である。

#### 4 四代目金平

四代目金平は三代目の長子であり、幼名は専太郎である。文政二年（一八一九）八月に一五歳で初めて板鼻の出店へ下つた。父の死により、二四歳で家督を継ぎ、四代目金平となつた。

四代目が当主であつた時代は、文政一年四月から弘化三年（一八四六）七月までの一八年間である。この間、天保一四年（一八四三）に板鼻出店で醤油醸造をはじめた。醤油株は木島喜平より借り受け、毎年金二分二朱と銭

一九一文が株賃である。醤油杜氏は、越後高田の金谷村富吉なるものを雇い入れた。しかし、四代目任中に關する史料は、諸種の勘定帳をはじめほとんど残されていない。

明治期の「五世野田六左衛門略伝」(註2948)のなかで、「四世金平多才ニシテ百芸ニ通ス、手跡算術ヨリ茶花ノ諸芸ニ至ルマテ一トシテ究メサルナク、アワレコノ才芸ヲシテ家政ヲ理ムルノ料ニ供シタランニハ、家道愈々進歩スベカリシヲ、惜哉芸ハ身ヲ亡スノ譬ヘニ洩レス、若年ニシテ父ヲ失ヒ百事我カ意ノ如クナルニ任セ、奢侈放逸日二月ニ増長シ、親戚朋友之ヲ諫ムルモ意トセス、世ニアラユル榮花歡樂ヲ尽シ、終ニ幾干モナクシテ祖先ノ遺産悉ク蕩尽ス」と評されていることの具体的な内容を知ることができない。

若年にして何事も意のままになる当主の座に就き、多芸であった四代目の生活は、奢侈放逸に流れ、家産を蕩尽する日々を送り、また、四代目自身、多病でもあったといわれる。そのため、親戚一同は協議して、弘化三年七月に四代目を退隠させ、事実上の押込め隠居に処し、養子として島村家を継いでいた異母弟の金治郎を当主に据えた。五代目金平である。四代目は、退隠後島村家を継ぎ、秋三と名乗ったが、行状は容易に納まらず、五代目を心痛させた。

## 5 五代目金平、後に六左衛門

父を一二歳で亡くし、島村家を継いでいた五代目金平は野田家に復籍して、四代目に代わって、弘化三年七月に当主の地位に就いた。四代目による乱費、負債の累積という家政紊乱の後を受けた五代目は、家運挽回に専心した。その性質は、孝順であり、退隠した長兄にもよく仕えながら、「業は勉るに進み、怠るに退く」を座右の銘にして酒造業に励んだ。その結果、銘酒を造出して信用を増し、家名回復の素志を達成した。明治になって、二つの名前を持つ

ことを禁じられたので、出店名の六左衛門を名乗った。字は正之である。没年は明治一二年（一八七九）五月二日、享年六三。法号「秀広」。妻の法号「妙広」の没年は明治三八年一月一八日。

五代目は文化一四年（一八一七）正月一五日の生まれであるから、家業を継いだ時、三〇歳であった。五代目は、直ちに家政改革に取りかかった。世話人に高井作右衛門・飯島利兵衛・山中太兵衛を頼み、弘化三年（一八四六）十月に国元仕法改革のため、店卸と国元入費を調査したところ、法外の経費が使われていることが判明したので、土蔵、屋敷を売り払い、厳しく逼塞する方針を打ち出した。家を継いだ直後の弘化四年、近江の石寺の代官所から上州の出店についての尋問を受けた。その回答によって、当時の出店の業態を知ることができる。

乍恐以書付御届申候口上之覚（#1342）

一 御代官林郡善太左衛門様御支配所

上州碓氷郡板鼻宿年寄利左衛門借家

出店壺所

屋号

十一屋六左衛門

是は酒造高五百石、附商売醤油貳百石仕候

宝曆三酉年と渡世仕来り九十五年ニ相成申候

尤醤油は天保十四卯年相初五年ニ相成申候

同所と江戸表江道法貳十八里、当所と中山道通

道法凡九拾九里御座候

且番頭手代共二拾人召抱置申候、尤酒造仕入之節は雇ひ人仕候

一 松平右京亮様御領分

同州郡馬郡高崎宿

出店壺所

百姓

屋号

十一屋李左衛門

是は酒造高四百石仕候、文化二丑年々渡世仕来り

四十三年二相成申候

同所々江戸表江道法式十六里、当所々中山道通凡百式里御座候

且番頭手代共二六人付置申候、尤酒造仕入之節ハ

雇ひ人仕候

右之通私迄五代已前より出店渡世仕来り候間、此段

御尋二付御届申上候 以上

蒲生郡野田村

弘化四未年

百姓 金平

村方

御役人中

右金平儀、出店之儀奉申上候通相違無御座候

間、奥書印形仕奉差上候 以上

右村

年寄

庄右衛門

庄屋

野沢伊助

石寺

御代官所

右の上申書によれば、野田金平の上州の出店は二カ所にあった。一つは、代官林郡善太左衛門の支配する上州碓氷郡板鼻宿にあり、年寄高野利左衛門からの借家で醸造業を営む出店である。屋号は十一屋六左衛門。醸造業のうち、酒造高は五〇〇石、醤油醸造高は二〇〇石である。酒造業は宝暦三年（一七五三）の開業から九五年になるが、醤油業は天保一四年（一八四三）からの開始であり、五年になる。板鼻宿から江戸までの道程は二八里、郷里の蒲生郡野田村から板鼻宿までは中山道を通って九九里である。奉公人は、番頭・手代を含めて一〇人であり、他に酒造仕込みの時には臨時雇いを雇用している。

もう一つの店は、松平右京亮の領分である群馬郡高崎宿にあり、屋号は十一屋左衛門である。酒造業を営み、酒造石高は四〇〇石であり、文化二年(一八〇五)に営業をはじめて以来四三年になる。高崎宿から江戸までは二六里の道程であり、近江の当所から高崎宿までは中山道経由で一〇二里である。番頭・手代をはじめ六人の奉公人を配置し、他に酒造仕込みの時は臨時の雇い人がいる。

五代目の在任中、当初は家産の整理に追われ、後に見るように純資産もマイナス勘定であった。しかし嘉永五年(一八五二)に黒字に転じた純資産は、幕末維新の動乱期においても着実に伸び、安政年間に三〇〇〇両台になる。元治慶応年間には一万両台に上り、明治初年代には二万両を超えるようになる。

まず立て直されたのは酒造業であり、従来の杜氏を変えたことによる効果である。嘉永六年春の記録によれば、越後杜氏同士の交代による酒造高の変化を次のように述べている(註1394)。

一 酒造水之儀、已前ハ七ツ、八ツ、十迄ニ候所、去ル申年より一昨亥年迄、越後杜氏甚五郎之代、十一より十二限ニ御座候、垂水白米百石ニ付清酒百廿五石、但シ六尺桶、壺本廿五石也、昨子冬より越後中浜竹造頭司ニ相成候、十四より十五余ニ相成候、垂水白米百石ニ付清酒百四拾六石ニ桶入り同断、右之通格外之相違御座候、尤も此年酒火少し不出来ニ相覚候へども、酒ハ格外悪キ品ニ無之、誠ニ渡世恐るべき事、諸事其時之流行ニおくれ不申様、工風専一二被存候

すなわち、以前は原料米一〇〇石につき清酒出石は七〇石でしかなかったが、一昨年まで越後杜氏甚五郎の時は一一〇石から一二〇石に増え、昨年冬の越後の中浜竹造杜氏になると一五〇石を造出するようになった。今後とも流



行に遅れないように出精工夫が大事であると述べている。事実、嘉永五年一〇月から同六年九月までの一カ年の酒出石高は、一一九〇石余であり、一両に四斗八升替、醤油出樽高は一萬六〇〇樽余、一両に一一樽替えであったと記している (#1394)。

このように幕末に向かつて板鼻出店は順調に業績を伸ばしたものの、それでも幕末の騒乱は、板鼻宿にも押し寄せてきた。慶応四年(一八六八)二月二十九日、吉井藩・安中藩・幕領の百姓一揆による打ちこわしは、板鼻宿を襲撃した。しかし、野田家の板鼻宿出店は襲撃を回避することができた。その様子を「萬歳記」(#1394)は次のように記している。

既二店ヲも打毀サント、両三人申候へども、店ハ元より宿方へ対し、相当助成等も致し置、且平日正路之付合致し居候故哉、忝人も手を翔け候者無之、無難ニ打過候、但し焚出し之文字ヲ大書ニ認メ、門口へ張出し候

一揆勢は今にも出店を打ち壊そうとしたが、日頃から板鼻宿へは相当の助成もし、まっとうな付き合いをしてきたためか、一人も出店に手を掛けようとするものもなく、門口へ「炊き出し」の文字を大書して、一揆勢を無事にやり過ごすことができた、と経過を述べている。騒乱のなかにあつて、出店を開いた地域へ配慮した経営を地元民が評価した結果である。

明治三年(一八七〇)一二月、板鼻店の地所(西屋敷)を地主高野弥平から二五〇両で買いとり、自前の店舗とした。同一三年に交付された地券によれば、上野国碓氷郡板鼻宿二一三三番地字本町、宅地八畝一二歩、地価金九二円四〇銭と記されている(#1394)。明治九年四月、板鼻店に質屋部門を設け、担当者として田村幸助を採用した。さらに同年、倉賀野店の酒造業を廃止し、醤油味噌の醸造に転業した。

五代目は、明治一二年五月一五日に没した。先代の家政紊乱の後を引き受けて経営を再建した五代目は、他方において風雅の人でもあった。「桐逸」という雅号を持ち、詩歌俳諧を詠み、墨絵に興味があった。作風は、時に時勢を諷し、店員を労わり、軽妙洒脱である。

世の秋やしき着る山裸山

うたた寝の丁稚いたはる霜夜哉

元日や面白い程売れる酒

笑ひ顔取分けやさし角力取

また、自身の近江商人としての境涯を託した、次のような狂詩もある。

百里往来十幾年 或苦寒氣或炎天 雖有美人不触目 是不無情思金錢

多年売酒碓氷郷 精製評判宜四方 不妄混水貪暴利 莫謂我近江泥坊

故郷と出店間の百里を寒暑に苦しみながら十数年にわたって往復してきた。その間、美人にも目をくれないのは情がないからではなく、金錢を大切に思うからである。多年にわたって碓氷郷で造酒に従い、酒を売ってきたが、幸いにして世間の評判がよいのは、混ぜ水もせず暴利も貪らなかつたからである。どうか自分を近江泥坊などとよばないでくれ、といった意味である。

五代目は、没する一年前の明治十一年五月一日に、京都の旅館で病を得た時、遺言を書いている（#1435）。

記

一新家基金之儀、従前惣金高内、貳割ニ候処、今般相改貳割五分遣シ申候事

但 金高二年五分之利足を以両家暮シ方嚴重に勘定相立可申候事

一新家、田畑分ケ遣シ候儀、先達書拔置候、凡ソ志町余ト存候、右速二分ケ遣シ可申候事

但、井親相動候儀者、手作不致候得ハ、決而其儀ニ不及候、伊助殿ヨリ慥ニ承り申候事

一島村秋三郎、金貳百円、六左衛門遺物トシテ改メ相続金ニ遣シ候事

但、年五朱之利足遣シ候事

一増田お多きへ六左衛門遺物金トシテ金五十円遣候事

但、年五朱利足シ度可申

一本誓寺御老院様へ金三拾円也遺物進上之事

一野田又兵衛へ金三拾円也本家普請之節手伝遣シ候事

取替金無利足ニ付此分同様無利足之事

一戸主六左衛門万一相果候後者、戸籍表野田之抜ト相改メ

一新家手狭ニ付、古物ニ而座敷普請致シ遣シ可申事

右為後日相認置候事

在西京

明治十一年寅五月十五日

榊寅旅宿

野田六左衛門

病中京

野田家内中江

右之外小事ニ至而ハ病中難及見披、仙次郎取斗可被申候事

新家への総純益金の分割割合を従来の二割から二割五分に引き上げること、それには5%の利子を付けて、本宅と新家ともにその利子で暮らしを立てること、その他、関係者への配分金を挙げて息子の仙(専)次郎へ後事を託している。細やかな配慮の行き届いた内容である。

## 6 六代目六左衛門と初代野田東三郎

五代目六左衛門の遺児には、一男一女があった。六代目六左衛門は、五代目六左衛門の長子にして、幼名専次郎、後に正就、恒堂と号した。万延元年(一八六〇)六月の生。一九歳にして父を亡くして、家業を継ぐ。郷里日野の町会議員となって町政にも参加し、育英事業にも資産を投じ、小林貞斎、鈴木松年、横山大観などの文人墨客等とも親交を結んだ。没年は明治三五年(一九〇二)九月二十九日、享年四三。法号「了願」。先妻「みち」の没年は、明治一九年一月一日。後妻「サク」の没年は、明治三五年九月二十四日。享年四三。

五代目の長女は、山中太兵衛家から養子東三郎を得て、明治八年に初代野田東三郎として分家した。明治九年から店卸勘定後の純資産を、本家基金八割、新家(分家)基金二割に分割して算出するようになり、明治一二年からは先

代の意向に基づいて比率を変え、本家七割五分、新家二割五分に改めた。

六代目六左衛門の時代になると、家業の拡張をはかり、出店を増設改廃した(＃1934)。明治一六年一月二四日、高井作右衛門の仲介で、同郷の蒲生郡北脇村の川端庄七の出店を買取り、伊勢の神戸かんべに清酒醸造場を開いた。後の神戸南店である。また、明治一七年九月、西宮の野田新右衛門の斡旋で、西宮の和泉万助から蔵を借料二〇〇円で借受け、西宮で酒造業を開始し、支配人に竹村要市郎を配した。しかし、和泉万助の借料が高騰したため、西宮店に代わって、明治二一年七月、兵庫県武庫郡今津村の清水福松の持蔵を、宅地はじめ酒造建物諸器械桶類悉皆、およそ三〇〇〇円で買い取り、出店とした。まさに清酒醸造の本場に関東から逆上陸したのであり、六代目の経営への積極的な意欲を見て取れる。

明治一八年一月七日に、初代東三郎が板鼻出店で没した。享年三九歳。法名「秀英」。東三郎は、明治一二年の五代目六左衛門没後、当主六左衛門はなお若年であったので、六代目を補佐して、松方デフレ期の営業に苦心を重ねた。初代東三郎を亡くした二六歳の六代目は、直後の一二月にその死を悼んで次のような真率な感懐を述べている(＃1934)。

東三郎義ハ、去十二年亡父没後之遺業ヲ継ギ、当時当主六左衛門尚幼年ニアルヲ以、日夜商業之事ニ而已苦慮シ、汲々曾テ一日モ安逸ニ暮スコトナク、以テ今日迄家声ヲ保持シ、亡父ノ遺業ヲシテ益々盛大ナラシメタル其功績著名ナリトス、去ル十六年中勢州ニ支店ヲ開キ、続イテ十七年播州西ノ宮ニ酒造場ヲ設ケタリト雖、ドモ、両店開業日尚ホ浅ク、未タ結果如何ヲ見ルコト能ワサルニ際シ、溘然遠行セラレシハ、実ニ遺憾之至ニ不堪候、今や不景氣日一日ヨリ甚しく商事衰退シテ、之レヲ回復スルノ道ナク、之レヲシテ、益々拡張ヲ謀ランカ、商業ノ不振

時節之レヲ許サス、又之ヲ退縮センカ、新店ハ開店日浅ク、未タ結果如何ヲ見スシテ、之ヲ引払フニ忍ヒス、旧店ハ事情百出、以テ俄ニ之ヲ廢スルニ忍ヒス、不肖六左衛門等進退維ニ谷リ、其為ス所ヲ知ラサルナリ  
東三郎、三男アリ、長男卯之吉年十九才、二男恒三年十六、三男義三郎九才ナリ

明治十八年十二月記ス

第六世 不肖 六左衛門

二十六才

この悼辞によつて、東三郎は明治一六年の伊勢神戸店と一七年の西宮店の新規開店を主導したことが分る。また、松方デフレ政策による商業不振期のため新店の拡張は望めず、従来の出店の改廃もままならない状況下で、頼りにしてきた東三郎が、長男卯之吉、二男恒三、三男義三郎を残して突然死去したことに、当主の六左衛門以下の失望落胆振りがよく表出している。初代東三郎が没した当時の陣容は、六代目六左衛門二六歳、板鼻本店支配役松崎藤吉、次役中野松吉、高崎支店支配山田亨太、倉賀野支店支配青木音吉、勢州神戸支配島村秋三郎、撰州西宮支配竹村平左衛門であった。

しかしながら六代目は、在来の出店についても果敢に改廃を加えた。明治一四年一二月、年来の不勘定の高崎店に對して、支配人山田亮太へ同店を貸し渡し、損益を三カ年で主従折半する改革を加えた。それでも高崎店は損亡が続いたため、同一六年一二月から醬油醸造業へ転業することになった。同一九年五月、高崎<sup>全</sup>店を損亡過多のため廃店にし、得意先は板鼻宿出店と倉賀野出店で引取り、翌年六月に高崎出店地所五七七坪を一カ年地代一五円で清水新次郎へ貸与した。

明治一八年八月、上州倉賀野出店の地所を地主須賀善右衛門より一〇カ年限りの元本返して四八〇円に買い取った。明治二六年一月 倉賀野店 **土** 店に醤油蔵を新築し、同年二月には、板鼻宿出店西屋敷三反三畝一三步を代金六五〇円で買い入れている。

また、明治二五年十一月二三日に大阪支店を開設した。その理由は、次のような事情によるものであった。

今津酒造店之儀、是迄東京積ヲ目的之處、近来東京表不引合年々損毛ノミ打続困難之至ニ付、手近之場所ニテ小売店開設ノ企望、前年ヨリ計画之處、漸ク其時機ニ立至リ、大阪市四ツ橋東南詰角店ヲ借受、明治廿五年十一月廿三日開店スルニ至レリ、此時今津酒造場ハ、東三郎之ヲ担当シ、大阪支店ハ竹村平右衛門ヲ主任トシ、外二西ノ宮ノ住人荒木葛藏ナル者ヲ雇入、外二若者式名子供志名ナリ（#1394）

すなわち、今津酒造店の製品は東京市場向けであったが、最近は引き合わず損失が続くので、もっと手近の場所で小売することを計画していたところ、大阪市四ツ橋東南詰めの角地を借り受けて販売店を開業することになった。この時の陣容は、今津店は二代目野田東三郎が担当し、大阪支店は竹村平右衛門を主任にして、他に四人を雇い入れたという。

大阪店は、明治二六年十一月二五日、西区西長堀南通二丁目三〇番地の宅地四〇余坪を代金一二五〇円で買入れて移転した。

明治二三年の第三回内国勸業博覧会へ板鼻出店の清酒と醤油を出品し褒章を受けている。この時に出品した清酒名が「群鶴」である。同年一二月の板鼻出店の4種の銘柄の一升当りの小売値段リストは次のとおりである。

一玉川印	定価一升二付	拾八錢	特別割引十四錢
一花盛印	〃	十九錢	〃
一千代印	〃	廿一錢	〃
一群鶴印	〃	廿三錢	〃
			十九錢

明治三〇年九月一日、伊勢の神戸萱町にある鈴木権六所有の酒造蔵を借入れて勢州神戸北店を開店し、主任野田恒蔵とした。明治三四年には、この神戸北店地所家屋を悉皆金五八〇〇円で買い受けている。同年には、倉賀野支店も新築している。この間、六代目六左衛門は、明治三三年八月三日に一七歳の長男仙太郎が、勢州二見が浦にて水死するという悲運に遭った。後に六左衛門夫妻はコレラに罹患した。妻「サク子」は同三五年九月二四日に、当主六左衛門は明治三五年九月二九日に相次いで死去した。

#### 7 七代目六左衛門

明治二七年(一八九四)生まれの七代目は、当主を継いだ時は九歳であったので、初代野田東三郎の長男である二代目東三郎が補佐したものである。明治三六年の大阪第五回内国勸業博覧会において、出品した醸造品が褒賞を受けた。受賞したのは、板鼻本店の清酒「群鶴」・醬油「宝曆」、今津店「扇正宗」・「万物一」、神戸北店「さざれ石」であったが、神戸南店の「嬉」は選外となった。明治三六年一二月には、大阪支店を不引合のため廃店にして、主任竹村平左衛門に慰勞金五〇〇円、年金五〇円を与えている。折からの日露戦争には六人の店員が従軍し、一人が戦死



している。

明治四三年の碓氷郡酒造業者一七人の調査によれば、酒造高総計四四八一石のうち、野田六左衛門の生産高は一〇九七石を占め、首位である。<sup>3)</sup>

大正七年（一九一八）、二代目東三郎は日野町長を満期退職し、大正八年五月県会議員に当選している。同年一月、当主七代目六左衛門の妻として、神崎郡南五個荘村の塚本金兵衛の妹「なつ」を迎えた。大正十一年一月一日、板鼻本店を移転し、西隣の坪数四六三坪を七〇〇〇円で買得して、修理に一万円を投入し、同月に東京出張所を日本橋区木材木町一六番地に開設した。

## 二 蓄積過程

### 1 宝暦三年八月～寛政九年八月

野田六左衛門家の純資産の蓄積過程は、店卸帳の残存状態から、三期に分けられる。第一期は創業年の宝暦三年（一七五三）から寛政九年（一七九七）の間の板鼻出店の純資産である。その間に欠年はあるものの、ほぼ傾向を追うことはできる。これは初代と二代目の時代である。

寛政一〇年から嘉永元年（一八四八）にいたる五〇年間は、店卸帳が残されていない。三代目と四代目に相当する期間である。

第二期は、嘉永二年三月から明治一四年（一八八二）三月までの店卸帳の残されている期間である。出店を含む野

田家全体の純資産の動向であり、ほぼ五代目の担当期間にあたる。幕末維新时期を挟むもっとも大きな変動の期間であった。

第三期は、実際勘定の導入された期間であり、明治一二年から三四年にかけての野田家全体の勘定である。この間、明治一九年からは複式簿記の記帳スタイルとなる。六代目の時代である。

まず第一期の純資産の蓄積状況から検討していこう。開店早々の宝暦三年酉八月一日の店卸の記録を見ると、次のように記されている（#1650）。

「酉ノ七月吉日

八月一日 十一屋六左衛門」

八月一日

一 わらじ 六拾足

代 貳百五拾文

一 そうり 廿足

代 五百文

一 ぬか 廿俵

代金 貳両 壹貫文

一 米

代 五両壹分 五百文

一 紙 しよひ 六ツ

代 壹貫八百文

一 た者こ

代 壹分貳朱

一 茶 三駄

代金 五両壹分

一 か津者 五ツ

代 壹分 四百文

一 杉いた 八駄

か王少々

代 三分

一 満木

代 三分 三分ます

一 ひち もと金

金 拾三両三分 四貫九百文

一 酒 廿三石

代金 貳拾九両

一 直し 一石六斗

代金 三両

合メ酒ノ分 三拾貳両

有金 五両貳分

せに 三拾七貫百文

物メ有物

金 六拾五両三分

せに 四拾七メ

四五 金直し

八月一日改

金直し

メ七拾六両三分ト

四百七拾貳文

有物の勘定である。取扱商品を見ると、わらじ・ぞうり・ぬか・米・紙・たばこ・茶・合羽・杉板・薪・質・酒・直しの一三種である。商品の区分からすると、日用品販売業と質屋業、酒造業に分かれる。直しというのは、下等な酒を加工して普通の酒のように直した酒のことであるから、酒関係の代価三二両は有物合計の約半分を占めているのであり、酒造業が主業であつたといえる。開店当初から質屋業的な金融業を併設して営んでいるのは、他の日野出身

の近江商人にも共通する傾向である。

店卸の時期は、三月と八月を中心に年に二回おこなわれている。記帳の仕方は基本的に、在庫品・貸付金・有金等の有物勘定から奉公人給金や他の出店との預り金・借入金勘定を差し引いた資産勘定であり、板鼻出店の純資産である。この純資産額が、原則として「仕入金」という名前の次期の出店資本金の元金となる。当期の純資産額から前期の「仕入金」を差し引いて「過上」もしくは「不足」という損益を計算している。「過上」があれば、そのなかから近江の国元への送金や普請金が控除されるのである。したがって、純資産額と「仕入金」はかならずしも一致しない。

第一表は純資産の推移を示したものである。純資産は、宝暦三年八月の三五両からはじまって、ほぼ順調に上昇していく。最初の大きな下落は、明和七年（一七七〇）四月である。前年四月の一三〇四両から一一八三両に減少している。

この年の酒の有物高は一六五石、金高にして一六五両である。前年の六年四月の生酒の有物高は一六一石五斗であり、金高は二一五両一分であるから、酒造有物高に関して大きな差異はない。明和七年の純資産の下落は、例年にないような四人の商人からの預り金と利息の合計が二四〇両に上ることによる。

次の下落は、安永八年（一七七九）八月に一四一四両となり前年八月に比べると二〇〇両余り減少した時である。これは、前年までは見られなかった披間店（正間）と室田店からの預り金と日野屋茂八からの借入金が増加したためである。

以上は、資金繰りの必要上、一時的な現象と考えられる。しかし天明五年（一七八五）から六年にかけての純資産の落ち込みは、有物の減少に表われている。例えば、天明五年三月の店卸の有物は、六四九両である。これは宝暦一一年（一七六一）頃の有物と同額である。内容を見分すると、生酒が二二〇石で金高三二四両一分、直し酒が一〇

第一表 純資産の推移（第1期）

（単位：金額、両）

年月	西暦	純資産	年月	西暦	純資産
宝暦3年8月	1753	35	安永元年8月	1772	1,632
宝暦4年2月	1754	118	安永2年春	1773	—
宝暦4年8月	1754	71	安永2年8月	1773	1,788
宝暦5年3月	1755	201	安永3年春	1774	—
宝暦5年8月	1755	180	安永3年8月	1774	1,755
宝暦6年3月	1756	262	安永4年春	1775	—
宝暦6年8月	1756	232	安永4年9月	1775	1,757
宝暦7年3月	1757	295	安永5年春	1776	—
宝暦7年8月	1757	314	安永5年9月	1776	1,670
宝暦8年3月	1758	342	安永6年4月	1777	1,773
宝暦8年8月	1758	397	安永6年秋	1777	—
宝暦9年4月	1759	457	安永7年3月	1778	1,611
宝暦9年8月	1759	464	安永7年8月	1778	1,629
宝暦10年3月	1760	511	安永8年春	1779	—
宝暦10年8月	1760	485	安永8年8月	1779	1,414
宝暦11年3月	1761	572	安永9年	1780	—
宝暦11年8月	1761	626	天明元年	1781	—
宝暦12年4月	1762	686	天明2年	1782	—
宝暦12年8月	1762	781	天明3年	1783	—
宝暦13年3月	1763	833	天明4年	1784	—
宝暦13年8月	1763	878	天明5年3月	1785	1,192
明和元年3月	1764	885	天明5年11月	1785	1,217
明和元年10月	1764	909	天明6年4月	1786	1,217
明和2年3月	1765	1,049	天明6年10月	1786	1,397
明和2年9月	1765	1,154	天明7年4月	1787	1,429
明和3年3月	1766	936	天明7年8月	1787	1,703
明和3年7月	1766	1,052	天明8年4月	1788	1,740
明和4年5月	1767	1,185	天明8年9月	1788	1,767
明和4年8月	1767	1,100	寛政元年	1789	—
明和5年春	1768	—	寛政2年4月	1790	1,985
明和5年8月	1768	1,282	寛政3年	1791	—
明和6年4月	1769	1,444	寛政4年	1792	—
明和6年8月	1769	1,266	寛政5年	1793	—
明和7年4月	1770	1,183	寛政6年9月	1794	2,196
明和7年8月	1770	1,418	寛政7年10月	1795	2,436
明和8年春	1771	1,368	寛政8年10月	1796	2,994
明和8年9月	1771	1,478	寛政9年8月	1797	3,105
安永元年春	1772	—			

註：一印は原史料に記載なし。

石で一〇両であり、両方で半額の三三四両を占めている。他は、質物の有物が一三〇両、安中城米・小諸城米・上田城米等の米が一〇両であり、その他はわらじ・草履・炭・莫塵・苴・半紙・蠟燭・線香・茶・たばこ・日野椀等の日用雑貨品による金額である。激しい落ち込みをもたらしたものは、質物の有物金高の激減であった。例えば、直近の安永八年八月の「質方有物」は、一一九二両であるから、質物の有物高はわずか一一％に減ったのである。それは、浅間山の噴火による降灰の被害を受けた農民が、天明三年七月に安中城の城門へ押しかける一揆に始まる天明の飢饉の影響によるものと考える以外にないであろう。<sup>④</sup>

天明の飢饉以後の純資産の推移を見ると、寛政九年（二七九七）八月には三〇〇両台に到達している。第一期の最後の勘定年となるこの年の店卸による有物勘定は、四一八六両二分と錢二貫九一五文である。

そのうちの最大の金額を占めるのは、「金口」にまとめられた貸金の三一七五両一分二朱と錢三〇八貫四七三文である。貸付口数は七七口であるから、平均すれば一口が四一両に上る大口の貸金である。有物の合計が三七三両三分、銀四二七匁一分二厘、錢二九貫二七二文にとどまっているのであるから、この時期は金融業において、隆盛であったことになる。なお、近江の国元への送金六六両と錢三六五文が有物勘定から差し引かれているので、この時点では板鼻出店の近江本宅からの独立性は低かったと考えられる。

## 2 嘉永二年三月～明治一四年三月

この第二期は、三三年間であり、まさしく五代目の当主時代と重なる。店卸帳の表題は、すべて「店卸勘定極意帳」と墨書されている。勘定の内容は、出店勘定と近江の本宅勘定を合わせた野田六左衛門家全体の純資産を算出して

第二表 純資産の推移（第2期）

（単位：金額、明治8年4月までは両、以後は円）

年月	西暦	純資産	年月	西暦	純資産
嘉永2年3月	1849	△646	慶応2年10月	1866	15,978
嘉永2年4月	1849	△654	慶応3年5月	1867	17,470
嘉永3年	1850	—	慶応3年10月	1867	22,545
嘉永4年2月	1851	△213	明治元年4月	1868	14,099
嘉永5年10月	1852	970	明治2年2月	1869	17,734
嘉永6年4月	1853	839	明治2年9月	1869	18,685
安政元年10月	1854	1,772	明治3年4月	1870	21,114
安政2年3月	1855	2,106	明治3年10月	1870	23,296
安政2年10月	1855	3,049	明治4年1月	1871	23,622
安政3年2月	1856	2,509	明治4年9月	1871	16,287
安政3年11月	1856	1,990	明治5年	1872	—
安政4年10月	1857	2,226	明治6年3月	1873	15,636
安政5年2月	1858	2,745	明治6年11月	1873	19,168
安政5年10月	1858	2,916	明治7年3月	1874	19,885
安政6年2月	1859	3,312	明治7年11月	1874	22,508
安政6年10月	1859	3,610	明治8年4月	1875	20,434
万延元年2月	1860	3,597	明治8年11月	1875	20,969
万延元年10月	1860	4,158	明治9年5月	1876	21,464
文久元年2月	1861	4,491	明治9年11月	1876	23,046
文久元年10月	1861	5,974	明治10年4月	1877	21,064
文久2年3月	1862	6,637	明治10年11月	1877	25,615
文久2年10月	1862	8,510	明治11年4月	1878	24,554
文久3年2月	1863	9,182	明治11年11月	1878	27,124
元治元年2月	1864	10,760	明治12年4月	1879	25,309
元治元年10月	1864	9,901	明治13年3月	1880	31,545
慶応元年10月	1865	13,462	明治14年3月	1881	37,180
慶応2年2月	1866	14,288			

註：1. △印はマイナス勘定。

2. 一印は原史料に記載なし。

いる。第二表は、第二期の純資産の推移である。

当初の嘉永二年（一八四九）三月から同四年二月までの純資産はマイナスである。例えば、この期の最初の勘定である嘉永二年三月の勘定は、次のように算出されている。出店勘定は、七〇〇八両一分二朱と錢一八〇貫七五二文の資産勘定から五七二七両一分二朱と錢勘定三一貫三六七文の負債勘定を差し引いて、一三〇三両三



分と錢一貫二〇九文の純資産となっているが、別建ての累積赤字二四六四兩三分と錢一一貫二九三文を差し引いて、一一六一兩と錢一〇貫八四文の不足を算出している。さらに近江の国元の資産勘定は、一八二〇兩二分と錢九六一文であり、負債勘定には辻宗兵衛・野崎忠左衛門・藤崎宗兵衛・山中太兵衛・飯島利兵衛・柳軒・佐登・知永の八人からの借入金一三〇五兩がある。これらを差し引き総計して、この期の不足金を六四六兩三分二朱と錢一八三文と計算している。この計算上の純資産のマイナス勘定をもたらししたのは、二四〇〇兩を超える累積赤字の大きさからみても前代当主の乱脈経営の結果と考えられる。

総計としての不足金は、嘉永四年二月には二二三兩三分と錢二二三文に減少し、翌五年一〇月の勘定からは、九七〇兩三分二朱と錢三貫九八四文の黒字の純資産に転化する。以後、純資産は慶応三年（一八六七）一〇月には二万二五四兩三分と錢一貫四九二文に増え、一五年間に二三倍にも増加する。

純資産の増加をもたらしたものは、主に出店資産の増加である。とくに、出店資産勘定は、元治元年（一八六四）一〇月の一万五九二〇兩二分二朱と錢二五四貫三七五文から、慶応元年（一八六五）一〇月には二万〇四三五兩三分と錢三三三五貫七〇一〇文へと増加し、さらに慶応二年一〇月には二万三五八〇兩三朱と錢五四五二貫二二一文となり、慶応三年一〇月に二万七〇三〇兩二分二朱と錢四九一八貫三四文へと、慶応年間に急速に増加している。

中身に立ち入って検討すると、先ず、酒の在庫は変動が大きく、慶応元年一〇月の二一兩からはじまった下り酒の取り扱いは、慶応二年一〇月には一九〇五兩となり、この期の酒関係の有物勘定は五一一三兩にも上る。また、米の在庫はもつと変動し、慶応元年一〇月には「高崎囲米買入」・「高崎城米買入」・「残米買入」・「信州白米買入」等の米の有物は三〇六四兩であるが、翌年の同二年一〇月には「高崎城米」の五八兩と錢二四三文に激減する。一貫して増加しているのは、「本左衛門仕入金」・「助左衛門仕入金」・「専次郎仕入金」・「醤油方仕入金」という出店への仕入

金出資である。この出店出資金合計は、元治元年一〇月の四五〇七両から約五〇%ずつ増え、慶応三年一〇月には一万〇一一六両にまで増加する。出店経営の好調を語るものであろう。

ところが、翌明治元年閏四月の純資産は一転して、一万四〇九九両に反落する。これは、本家との関係で本家送金・本家借入が六五八七両一分二朱に上り、なおかつ出店損失が三五五〇両となったことが大きく影響している。その後の純資産は、明治四年(一八七二)正月に二万三六二二両にまで回復したが、明治六年三月には再び一万五六三六両に下落している。この期から、純資産は勘定計算の上では、本家八割と新家(分家)東三郎家二割に分割されて記帳されるようになる。すなわち、「本家基金八分割」として一万二五〇九両と錢七三六文、「東三郎新家式分割」として三一二七両一分と錢八〇九文である。

この第二期の最後の店卸となる明治一四年三月の決算まで純資産はほぼ順調に上昇し、この時の店卸では三万七一八〇円となる。この間、明治八年一月から金額表示は円表示となり、同一二年四月の店卸からは五代目の遺言に従って、純資産の本家と新家の分割比率は、七割五分と二割五分に改定して算定されている。

### 3 明治一四年一月～明治三四年三月

明治一四年(一八八二)三月の店卸帳形式による純資産の計算は明治一四年三月までであり、明治一三年一月からは「実際勘定帳」と銘打った第三期目の野田本家の総勘定としての純資産算出であり、通年計算である。期間は第二回の明治一三年一月から第二二回の明治三四年三月までのものが残されているが、内容的には二期に分けられる。単式簿記による純資産勘定の前半期と複式簿記の導入される後半期である。第三表は、この第三期の純資産の推

第三表 純資産の推移（第3期）

（単位：金額、円）

年度	西暦	純資産
明治14年	1881	34,086
明治15年	1882	39,197
明治16年	1883	37,215
明治17年	1884	38,412
明治18年	1885	39,753
明治19年	1886	42,753
明治20年	1887	48,120
明治21年	1888	51,851
明治22年	1889	53,753
明治23年	1890	57,182
明治24年	1891	60,386
明治25年	1892	64,589
明治26年	1893	66,662
明治27年	1894	67,955
明治28年	1895	70,817
明治29年	1896	72,260
明治30年	1897	74,942
明治31年	1898	76,839
明治32年	1899	81,139
明治33年	1900	81,139

移である。

第二回の実際勘定は、第二期の最後の明治一四年三月の店卸に含まれるので省略して、前半期の計算を明治一四年一月三〇日改めの第三回の実際勘定帳で見てもよいことしよう。帳簿の表紙には、「明治一四年十一月三十日 自明治拾三年十二月至同十四年十一月 第参回実際勘定帳 野田本家」と記載されている。

この第三回の実際勘定帳によれば、野田六左衛門本家の純資産の七割五分に相当する三万三四四二円七二銭六厘を「本店元方正味基金」という名目の板鼻出店の営業資本金としており、板鼻出店が営業本店の扱いになっている。この営業資本金に慶長小判等の古金銀や起業公債・金禄公債の時価見積額、恵統講と名付けた講金のなかに本店醬油方や支店損益金を加えて、「貸方」の総計を三万六八九二円七〇銭六厘としている。これから「払方」として諸預り金・借入金合計二八〇五円九一銭を差し引いて、野田本家の純資産を三万四〇八六円七九銭六厘と算出している。このような純資産の算出方式は、明治一九年二月二八日の第七回実際勘定帳まで続けられる。

表題に、「従明治十九年三月一日至明治廿二年二月廿八日満一ヶ年間 第八回実際勘定帳 野田本家」とある後半期最初の複式簿記による記帳年である明治二〇年二月二八日付の第八回実際勘定帳は、次のとおりである。先ず、「損

益勘定之部「入方」が挙げられている。四項目である。「利息其他株式正金売払損益過上」が二八一五円八四錢一厘、「永盛講落札金」五一円、「從來<sup>レ</sup>所有不動産物、本年度ニ於テ資産ニ組込ム為メ得タル金額千九百三十五円三十七錢之内ヨリ、本年度中買入レタル金額八百拾八円六十三錢四厘ヲ引去リタル殘金」としての二五一八円八三錢六厘の四口からなる、計六五〇二円四二錢八厘である。一方、「出方」に挙げられている項目は、雑多な日常生活の出費である。その項目のみを以下に列記する。田方損金・飯米費・薪炭油費・諸雜費・郵便税及新聞購読費・肴野菜費・酒醬油費・衣服費・家屋修繕費・器具買入代・定式費・交際費・諸雇給・医薬費・支店出張費及商人組合ニ係ル諸費・祭祀費・臨時費・村費・地租・出入勘定差引不足・貯蓄費・当勘定差引不足である。これらの経費の合計は一四〇〇円九三錢三厘である。さらに、「出方」項目には次の三点もある。「板鼻支店支配人三カ年間、賞与金四分ノ三」の三三九円六厘、「神戸支店十九年九月調、損失金四分ノ三」、「西ノ宮支店廿年一月調、損失金四分ノ三」三五五円七三錢三厘であり、経費と合わせた「出方」の合計は二六二二円五錢七厘となっている。「入方」から「出方」を差引いた「利益」は、三八八一円三七錢一厘と算出されている。この利益金のうちから、「滞貸準備金」五〇〇円と「予備積立金」三八一円三七錢一厘を控除して、「純益金」を三〇〇〇円としている。その上で、この純益は、前年繰越金の三万九七五三円に対して七分五厘強に相当する、と純益率をはじめ出している。以上は損益計算書である。

次に、「貸借勘定之部」の「借方」勘定のうち、主なものを挙げよう。筆頭に掲げられているのは、「新家東三郎十九年十一月調、板鼻支店資金、四分ノ一預り」の六四〇四円九三錢二厘である。それに続いて「同人（東三郎、以下同）十九年九月調、神戸支店資金、四分ノ一預り」六四九円八七錢二厘、「同人廿一年一月調、西宮支店資金四分ノ一預り」八八一円四二錢二厘、「同人差引御預り金」七二〇円八七錢八厘、「野田恒三預り金」七八四円三四錢八厘、「島村秋三郎相続金預り」五〇〇円、「滞貸準備金」五〇〇円、「予備積立金」三八一円三七錢一厘等である。そ

の他は、小口の預り金である。これらの「負債小計」は一万二八一九円八〇銭となっている。さらに当期勘定利益金の三〇〇〇円と資本金に相当する「前年ヨリ繰越基金」三万九七五三円二三銭一厘を加えて、負債と資本の総計は五万五五七三円三銭一厘である。

一方、「貸方」の主な項目は、「十九年十一月調、板鼻支店資本金額」の二万五六一九円七三銭を筆頭に、「同店（板鼻支店）貸シ」二六三七円五一銭一厘、「神戸支店資本金」四一三〇円四五銭九厘、「同店（神戸支店）創業費償却残り」六四五円二一銭五厘、「西宮支店資本金」四二二八円九二銭五厘の支店関係への出資である。また、所有している有価証券類の時価評価額も挙げられている。すなわち、額面五九〇〇円の「金禄公債」を五五五一円二八銭六厘に評価しているのははじめ、額面一三五〇円の「新公債」を九八五円五〇銭、六二〇〇円の「中山道公債」は六二〇〇円、「郵船会社株式三十株」は一五〇〇円である。さらに、所有不動産については、地価額の二分の一を計上している。すなわち、「不動産地価三千八百七十円七十銭、式分一」一九三五円三七銭である。その他に小口の貸金、立替金があり、二月二八日時点での有金は四六八円一一銭四厘である。以上の合計を五万五五七三円三銭一厘と掲出している。以上が貸借対照表である。

これらの勘定記録の最後に、次のような「基金勘定之部」を設けて翌年度への繰越基金を算定している。

#### 基金勘定之部

一金 参千円

当勘定純益金

一金 三万九千七百五拾三円廿三銭一厘 前年分繰越基金

二口 メ金 四万貳千七百五拾三円廿三銭一厘

(単位：金額、円)

24.4.23	25.2.29	26.2.28	27.3.15	28.2.28	29.2.29	30.3.30	31.3.31	32.3.31	33.3.31	34.3.31
749										
985	985	985	785							
6,863	4,700									
3,837	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800					
5,600	8,500	12,405	12,405	7,385	7,485	6,500	87			
2,998	2,998	3,758	3,758	3,758	3,758	3,758	3,758	5,000	5,837	4,670
2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	4,060	5,925	5,700	5,700	6,000	5,775
2,720	5,321	5,531	5,671	6,165	7,001	13,020	11,118	13,380	11,004	8,615
200	250	250								
635	635	635	635	635	635	900	1,187	1,187	1,187	1,925
380	380	380	830	1,830	1,830	2,330	2,330	2,330	2,500	2,500
			504	504	504	425				
			340	340	340	238	387	387		
				3,380	4,880	7,860	4,500	2,750	2,050	700
				575	847	950	826	902	855	
						700				
						650	300	750	750	150
						625	1,500	1,500	1,500	2,000
							500	1,000	1,000	
							700	1,230	1,625	1,550
							820	820	820	820
							5,100	6,600	8,100	10,800
									87	
										215
27,028	30,379	30,554	31,538	31,182	35,140	47,673	38,805	43,536	43,315	39,720

第四表 野田本家の有価証券投資

	明治 14.11.30	15.11.30	16.11.30	18.2.28	19.2.28	20.2.28	21.2.29	22.4.30.	23.4.30
金禄公債	450	450	500	3,166	2,744	5,555	7,353	3,593	1,284
起業公債	140	140	208	453					
新公債					985	985	985	985	985
中山道公債					6,200	6,200	6,863	6,863	6,863
郵船株						1,500			
海軍公債						3,837	3,837	3,837	3,837
大津麻糸紡織						2,180			
太湖汽船						1,021			
整理公債								4,400	5,100
横浜第七十四 国立銀行								753	1,863
日本銀行								2,810	2,810
共同新聞社								36	
日野蚕糸社								17	
日本鉄道									2,576
日野結城会社									200
八幡銀行									
日野製糸会社									
九州鉄道会社									
日野綿布製織									
関西鉄道									
軍事公債									
近江銀行									
近江鉄道									
日野銀行									
岩越鉄道									
勸業銀行									
横浜火災									
正金銀行									
拓殖銀行									
勸業債券									
総計	590	590	708	3,619	9,929	21,278	19,038	23,294	25,518

右之通翌年度へ繰越し、諸勘定決了候也

明治廿年三月五日

於国元 野田六左衛門

調之

純益三〇〇〇円は、当期の純資産の増加分であり、これに前期分の繰越基金三万九七五三円二三銭一厘を加えて次年度へ繰り越される四万二七五三円二三銭一厘が、当期純資産とみなされる。

第三表によれば、明治一六年一月三〇日の第五回實際勘定帳の純資産のみが、若干の下落を示すだけであり、他は一貫して上昇している。この間、最初の資本主義的恐慌である明治二三年恐慌、三〇年〜三一年の日清戦後第一次恐慌、三四年の本格的恐慌である日清戦後第二次恐慌の波が押し寄せたにもかかわらず、純資産は八万一一三九円まで伸び続けたのである。

その要因は、板鼻本店を中心とする出店の営業活動よりも、野田本家の有価証券投資の拡大にあった。第四表をみると、一四年一月三〇日の實際勘定帳の有価証券類は、金禄公債と起業公債の合計五九〇円に過ぎず、松方デフレ期の五年間は大きな動きを示さない。ところが一九年二月二八日の實際勘定帳では、九九二九円に増加し、さらに翌年の二〇年二月二八日には、二万二七八円に倍増する。二五年二月二九日に三万円台に乗り、三〇年三月三〇日には、最高額の四万七六七三円となり、以後は四万円を前後する。その金額は、「本店元方資本金貸」として計上される毎期の板鼻本店の営業資本金に匹敵している。

最高の有価証券額を示す三〇年三月三〇日現在の實際勘定帳に記された投資銘柄は、次のようなものであった。債



第五表 野田家の不動産投資

(単位：金額、円)

年月日	西暦	不動産所有額
明治20年2月28日	1887	1,935
明治21年2月29日	1888	2,654
明治22年4月30日	1889	2,689
明治23年4月30日	1890	2,689
明治24年4月23日	1891	2,789
明治25年2月29日	1892	3,254
明治26年2月28日	1893	3,552
明治27年3月15日	1894	3,552
明治28年2月28日	1895	4,068
明治29年2月29日	1896	5,809
明治30年3月30日	1897	5,528
明治31年3月31日	1898	9,339
明治32年3月31日	1899	10,608
明治33年3月31日	1900	11,426
明治34年3月31日	1901	11,576

券類では、整理公債・海軍公債・軍事公債・九州鉄道公債の計一万一六七五円。銀行株は日本銀行・横浜の七十四銀行・近江銀行・近江の八幡銀行・日野銀行の計一万一九〇〇円。鉄道株は、関西鉄道・日本鉄道・近江鉄道の計二万一五三〇円。その他は近江の日野綿布製織会社と日野製糸会社の計二五六八円である。これらの投資は、野田六左衛門本家として行われたものであり、地元企業の近江銀行・八幡銀行・日野銀行・近江鉄道・日野綿布製織会社・日野製糸会社への投資は、六代目六左衛門が日野町の町会議員を務めたり、綿布会社や製糸会社の監査役に就任したりするなど、日野町地域で名望家と見なされるようになった野田家の社会的活動と関連した行動であった。

一方、不動産投資の傾向を第五表によつて見てみると、最初に不動産が実際勘定帳に記載されるようになるのは、明治二〇年二月二八日の実際勘定帳からであり、田畑地山林の地価金合計三八七〇円七四銭を二分の一の一九三五円三七銭に評価して掲載している。以後、地価金は段階的に増えて、三四年三月三十一日の実際勘定帳では、一万一五七六円七七銭九厘を計上している。その内訳は、田地九町九反六畝一二歩が一万〇四九三円一三銭五厘、山林四町一畝二六歩は一〇八三円六四銭四厘である。

以上の投資行動の成果を、三四年三月三十一日の最後の実際勘定帳の「入方」の合計九二六一円一〇銭二厘の内訳として見ると、「公債利子」二八円九九銭八厘、「株式配当」

三六八四円五三銭六厘、「貸預金利子」一九〇円九四銭八厘、「雑収入」六八円一六銭八厘、「支店利子」二二二一三円五二銭四厘、「同(支店)割賦金」二〇二五円、「土地収益」八七九円九二銭八厘である。すなわち、有価証券は四〇・一%、支店からの収益は四六・八%、不動産は一〇%を占めている。

### 三 奉公人のあり様

「萬歳記」(≠1394)には、精粗はあるものの、四代目から六代目にかけての奉公人の人別の分る記載がある。四代目の時代の板鼻出店の支配人として名前が分るのは、天保四年(一八三三)の勘四郎三四歳である。ついで、天保八年の板鼻出店の人別によれば、支配人は長五郎三三歳、以下召仕として金次郎二一歳、治三郎三三歳、藤吉二五歳、豊吉三二歳の五人である。天保一三年の板鼻出店の人別は、六左衛門三八歳、長五郎三八歳、治三郎三七歳、藤吉三〇歳、新蔵二七歳、福二郎三一歳、善之助三四歳、源二郎二三歳、文蔵四一歳の九人であった。

五代目が相続した当初、弘化四年(一八四七)の人別による板鼻出店の陣容は、六左衛門三一歳、治三郎四二歳、良助三三歳、千ノ助三九歳、源二郎二六歳、甚五郎四八歳、弥吉二八歳、富吉三七歳、千次郎二一歳、寅吉一八歳、政吉一六歳、与曾吉一五歳、甚助一三歳の合計一三人であった。以下、人名のみの分る文久元年(一八六一)・慶応元年(一八六五)・慶応二年の人別によれば、店人数はいずれも一三人である。

「明治五千申年人別書上ケ」では、板鼻出店における同年三月の一三人の出身地と続柄、年齢を知ることができる。以下の通りである。

元川越縣近江国蒲生郡野田村 野田金平長男

当所百姓 六三郎 当申五十六

二男

寄留

東三郎 当申二十五

大津縣蒲生郡増田村 竹村平左衛門亡長男

寄留

良七 当申五十六

元淀縣同国甲賀郡山中村 小倉佐太郎亡長男

同 忠造 当申五十式

山中村 吉田五兵衛二男

同 宗二郎 当申二十八

同村 筒井清平二男

同 綱吉 当申二十三

大津縣江州蒲生郡野辺村 村島源二郎亡長男

同 熊太郎 当申十九

三十坪村 村島平吉亡二男

同 又吉 当申十五

日野北町 近藤正平亡三男

同 正吉 当申十八

西ノ宮 吉沢重助長男

同 栄二郎 当申十五

岡屋村 徳田与二右衛門長男

同 徳松 当申十四

日野北町 青木藤助亡二男

同 音吉 当申二十一

宿村 今宿助左衛門亡長男

同 友吉 当申十八

六三郎というのは、金平を六左衛門と改名した文化一四年正月一五日生れの五代目のことである。二男と記されている東三郎は、六左衛門の養子であり、弘化三年一月一五日出生れである。奉公人は、西宮出身の一人を除いて、すべて本宅のある日野周辺から採用され、全員が寄留扱いになっている。

六代目の時代となった明治二十七年（一八九四）一月現在の、各出店従業員名と人数を示しておこう。

明治廿七年一月

各店現在員左ノ如シ

野田 六左衛門 三十五才

野田 恒蔵 廿五才

本店支配人

松崎 藤吉 五十六才

同副支配人

青木 音吉

本店

村島 熊太郎

小倉 勘次郎

竹内 新作

傍田 助次郎

埜田 宗助

前野 弥太郎

辻田 寅之助

吉澤 利三郎

谷川 徳次郎

岩城 鉄次郎

西田 友吉

中井 増次郎

子供

本年 象吉

初登り 要吉

仲次郎

忠五郎

三藏

繁三郎

常吉

捨次郎

ノ 式拾四人

酒方杜氏

松井 熊八

醤油方杜氏

横山 八造

店

支配人

傍田 与藏

副支配人

早川 正太郎

村島 茂助

小亀 定吉

長岡 市太郎

青木 長二

松崎 泰三郎

本年新参

古道 信三

子供

徳次郎

定助

メ十人

醤油杜氏

忠平

神戸支店

支配人

島村 秋三郎

野口 孝三郎

瀬戸 宗七

木田 太吉

若林 重吉

三木 兼吉

子供

藤二

ノ七人

酒造杜氏

新参

姓名不詳

今津酒造場

野田 東三郎 廿八才

岩城 文二郎

小西 与兵衛

子供

芳二郎

ノ四人

内蔵杜氏

山田権右衛門



出藏杜氏

某

大阪支店

支配人

竹村 要次郎

荒木 葛藏

田中 新太郎

坂下 為吉

子供

虎吉

外 一人

メ六人

店員

総計 五十一人

外ニ酒醬油杜氏 六人

醸造ニ使用スル稼人総員

大凡九十人

右の史料によつて明治二七年における野田家の陣容が分る。まず、本店と称する板鼻出店には、当主六代目野田六左衛門(三五歳)と甥の野田恒蔵(二五歳)以下、支配人の松崎藤吉(五六歳)と副支配人青木音吉、一二人の店員と子供八人の、計二十四人がいる。子供のうち、彙吉と要吉は本年が初登りの年である。これらの店員のほか、酒造杜氏の松井熊八と醤油杜氏の横山八造がいる。倉賀野の[+]店には、支配人の傍田与蔵と副支配人早川正太郎のほか、店員六人と子供二人であり、計一〇人。店員のうち一人は本年新参とあるので、中途入店者である。その外に醤油杜氏の忠平がいる。神戸支店は、支配人の島村秋三郎をはじめとして店員六人に子供一人の計七人。外に酒造杜氏が一人いる。今津酒造場は、二代目野田東三郎(二八歳)と店員二人に子供一人の計四人であり、他に杜氏が二人である。大阪支店には、支配人の竹村要次郎の下に三人の店員と子供が二人の計六人がいる。店員の総計は五一人、酒造杜氏は四人、醤油杜氏が二人である。酒と醤油の醸造に使用する人数は外に約九〇人となっている。

板鼻出店の店員数は、明治五年の一三人から二七年の二四人へと二倍近くも増加しているのであり、五一人という総店員数の増加は、野田家の経営の発展を語っている。人名の肩に、「初登り」や「新参」の文言、注記あることをみても、在所登り制度や中途採用もおこなわれていたことは明らかである。

さらに、大正六年一〇月の板鼻本店を中心とする各出店の従業員を挙げておくと、二四歳の当主野田六左衛門以下、本店三〇人・他に杜氏二人、倉賀野支店二〇人・他に杜氏一人、神戸南支店九人、神戸北支店五人、今津支店八人の陣容である。店員は七二人に増加している。

このような野田家の発展には、奉公人に恵まれていたことも一因である。例えば、銘酒「群鶴」の造出に功があった酒造司に越後出身の松井熊八がいる。熊八は、元来鈴木忠右衛門家の杜氏であり、腕利きであったが、十数年勤務の後に同家を辞去し、武州熊谷で旅店を開いていた。初代野田東三郎が旅の途次に酒造熱心家の熊八を見出し、杜

氏として雇用した結果、熊八は醸造に改良を加え、美酒を製出するようになり、ついに明治二三年の内国博覧会で「群鶴」が褒状を受けるにいたつたのである。同人は、多数の杜氏の教育にも貢献し、明治二八年に五九歳で病死した。

一方、店員では松崎藤吉と青木音吉がいる。松崎藤吉は、越後國中頸城郡下黒川村大字阿弥陀瀬の出身である。「萬歳記」は、五代、六代、七代の各当主に仕えた勤続五〇年の藤吉の功を次のように称えている（註1394）。

明治廿九年、本店後見松崎藤吉、老ヲ以テ致仕ス、同人ハ齡拾七ニシテ初メテ本店ニ仕へ、明治十二年故支配小倉忠藏ノ後ヲ繼キテ、本店支配トナリ在勤五十余年、操行ニ於テ一点ノ非難ヲ止メズ、近來稀有ノ人物ナリ、去ルニ臨ミ、本店元方ヨリ永年ノ慰勞金トシテ金壹千円ヲ贈リ、猶本人在生中、年金壹百円ヲ贈ル事ト為シ、外ニ本家ヨリ深田直城画ケル同人ノ姓名ニ因メル松ニ藤花ノ図ニ歌人清家茂信ノ和歌ヲ讚シ、表装桐箱入トシ、同人定紋ヲ附シタル六寸三組銀盃ニ外面ノ周圍ニ、前田黙鳳書、贈松崎藤吉翁、恪勤五十年、歴仕三世の文字ヲ彫刻セルヲ贈リ、永ク同家ノ記念物ト為サシム

藤吉は一七歳で奉公に入り、明治三九年まで五〇年間にわたつて精勤した一点も非難するところのない近來に稀な人物である、と賞賛されている。この間、明治一二年小倉忠藏の後を継いで本店支配となり、同二九年総店後見役に就き、同三九年に老齡を理由に退職した。退職に際して野田家は、永年慰勞金一〇〇〇円、終身年金一〇〇円と記念品を藤吉に贈っている。藤吉の没年は大正六年（一九一七）、享年七九であつたので、天保一〇年（一八三九）の生れである。

明治二九年以來本店支配役として、藤吉の後を継いでいた青木音吉は、大正四年に老分となり、後進に道を譲るた

めに大正七年に退身した。青木音吉に対しては、野田家は永年の功労に報いるために、仏壇一式などの記念品と功勞金一〇〇〇円、および終身年金一五〇円を贈った。

手厚い店員待遇は、五代目の時代から採りいれられた、大儀料という利益金のなかから支出された特別賞与の事例にみる事ができる。例えば、嘉永五年(一八五二)から慶応三年(一八六七)にかけて幹部店員と目される六人への支給状況を摘記すると、以下の通りである〔從嘉永五子年 四店大儀料書拔 十一屋六左衛門〕#1859)。

## 善之助

嘉永五年子 一月	五〇両	大儀料遣ス
同 一〇月	三〇両	大儀料遣ス
同 一〇月	一八両ト五二四文	別段預り
同 六年丑一〇月	一五両	大儀料
安政三年辰一二月	五〇両	大儀料
同 六年未一月	五七両二分三朱ト二五三文	巳午兩年分

## 源次郎

嘉永五年子九月	五〇両	大儀料遣ス分、差引預り
同	一〇両	大儀料
安政六年未一月	一五両三分一朱ト五文	高崎店未年分大儀料

万延元年申一月 一〇両

昨未年登国休年ニ付別段大儀料遣ス

文久三年亥三月 三五一両二朱ト三六八文

申西戌三ヶ年分、高崎店・倉賀野店大儀料

亀吉

安政五年午一二月一四日 二〇両二分二朱ト二一八文 日野屋大儀料遣ス分、差引過上預リ

元治元年子 八月一三日 二七三両二分ト一八九文 酉戌亥三ヶ年日野屋大儀料遣ス

良助

嘉永四年亥一〇月 四〇両 高崎店仕舞候節、大儀料遣ス分預リ

嘉永六年丑一〇月晦日 一〇両 大儀料遣ス

同 二両 国元田地旱損手伝ひ遣 ス

安政三年辰一二月 三〇両 大儀料遣ス

安政五年午一二月一四日 一五両 登国休ミ別段大儀料遣 ス

安政六年未一二月 一〇四両三分ト九一七文 巳午未三ヶ年大儀料、但し拾両也、在国分引去候也

文久三年亥 三月 三五五両一分ト七七六文 申西戌三ヶ年大儀料

忠藏

嘉永四年亥一〇月 三〇両 高崎店仕舞之節大儀料遣ス

安政四年巳一二月

一五両

大儀料遣ス

安政六年未一二月

三九両一分三朱ト一八七文

巳午未三ヶ年高崎店分、大儀料遣ス

同

三二両一分三朱ト三三二文

未一ヶ年当店大儀料遣ス

文久三年亥 三月

三五五両一分ト七七六文

申西戌三ヶ年大儀料遣ス

正助

嘉永五年八月

一七両二朱ト一七七文

大儀料遣ス

嘉永六年九月

三七両六四九文

大儀料遣ス

文久二年戌一〇月

五両一分二朱ト九〇文

大儀料遣ス

慶応二年九月

四五両一分ト三〇四文

大儀料遣ス

慶応三年九月

九両三分二朱一一五文

大儀料遣ス

一〇両

別段大儀料遣ス

これらの大儀料の支給は、単年度の場合もあれば、三カ年一括支給もある。

在所への帰郷を控えた場合も支給され、店仕舞や在所の田畑の早損にも一種の見舞金として支給されている。これらの大儀料は、幕末期の店卸帳のなかにも記載されていて、純益に対する比率は六〇一五%を占めていた。

## むすび

野田家の承継は、必ずしも順調ではなかった。二代、三代と養子が続いた。養子とはいえ、業績面から見れば当主としての職責は全うしたといえる。とくに三代目は、「家訓 家事改革秘書」を著すなどの功績があった。しかし、久方振りの実子として当主となった四代目は、放埒な生活を送り、家産を蕩尽した。五代目が引き継いだ時の赤字経営の状況からみても、経営は破綻していたのであり、弘化三年（一八四六）七月に四代目が事実上の押込め隠居の処分を受けたのも止むを得なかった。

五代目以降の当主による経営再建は、幕末維新期という変革期ながら、慶応四年（一八六八）二月二十九日の一揆による打ちこわしも回避しながら、ほぼ順調な純資産の増加によって果された。その背景には、二つの要因があった。

一つは、五代目の長女が、明治八年（一八七五）に山中太兵衛家から養子東三郎を得て分家し、娘による分家創立という珍しい形の野田東三郎家を興したことである。野田六左衛門本家と東三郎分家の共同経営によって、明治九年から店卸勘定後の純資産を、本家基金八割、分家（新家）基金二割に分割して算出するようになり、さらに明治一二年からは五代目の意向に基づいて比率を変え、本家七割五分、分家二割五分に改めた。こうした本家と分家による共同経営は、経営首脳の強化に役立ち、五代目から六代目への野田家の承継を支えることにつながったといえる。

もう一つの要因は、大儀料支給などの利益分配を奉公人と分ち合ったことであり、また松井熊八、松崎藤吉、青木音吉等に代表される忠良な奉公人に恵まれたことである。

経営首脳部の強化と奉公人の尽力が両々相俟って、近代の野田家を支えたのである。

なお、板鼻本店が閉業したのは平成二年である。<sup>5)</sup>

本稿作成にあたり、史料閲覧や利用等において日野町史編さん室の厚意にあずかった。記して感謝する次第である。また本稿は、平成二十一年度私立大学等経常費補助金特別補助高度化推進特別経費大学院重点特別経費(研究科分)と、平成二十年度科学研究補助金(基盤研究C、課題番号20530316)による研究成果の一部である。

## 註

- (一) 近江日野商人の経営に関する研究史としては、江頭恒治『近江商人中井家の研究』(一九六六年、雄山閣)のほか、最近の研究として主に以下のものがある。
- 末永國紀「幕末期近江商人の家政改革」(一九九四年、同志社大学『社会科学』第五二号)、同「近江商人矢尾喜兵衛家の年中行事と作善」(武州秩父店の場合) (一九九六年、同志社大学『経済学論叢』第四七卷第四号)、同「商人資本の蓄積過程―近江商人矢尾喜兵衛家の場合」(二〇〇三年、同志社大学『経済学論叢』第五四卷第四号)。本村希代「近江商人の創業期の軌跡―初代正野玄三の場合」(二〇〇三年、同志社大学『経済学論叢』第五四卷、第五号)、同「近江商人正野玄三家の合葉流通」(二〇〇四年、『経営史学』第三九卷第三号)、同「明治期における近江商人の企業家活動―正野玄三家の事例」(二〇〇五年『企業家研究』第二号)、同「近代における近江日野売葉の展開と近江商人正野玄三家」(二〇〇八年、福岡大学『商学論叢』第五三卷第二号) 同「近世期における近江商人西村市郎右衛門家の経営」(二〇一〇年、福岡大学『商学論叢』第五五卷第一号)。
- 上村雅洋「近江商人正野玄三家の事業と泰公人」(二〇〇三年『経済史再考 日本経済史研究所開所七〇周年記念論文集)、同「近代における近江商人正野玄三家の雇用形態」(二〇〇六年、和歌山大学『経済理論』第三三七号)、同「近江商人吉村儀兵衛家と酒造業」(二〇〇九年、安藤精一・高嶋雅明・天野雅敏編『近世近代の歴史と社会』清文堂)、同「近江商人吉村儀兵衛家の雇用形態(1)」(二〇一〇年、和歌山大学『経済理論』第三五三三号)、同「近江商人吉村儀兵衛家の雇用形態(2)」(二〇一〇年、和歌山大学『経済理論』第三五四号)、近江商人吉村儀兵衛家の出店経営」(二〇一〇年、和歌山大学『経済理論』三五七号)、近江商人吉村儀兵衛家の経営―本店を中心に」(二〇一〇年、和歌山大学『研究年報』一四号)。



鈴木敦子「近江日野商人山中兵右衛門家の出店経営―小田原店を中心に」(二〇〇八年、『大阪大学経済学』第五八卷第一号)、同「近江日野商人  
島崎泉司家の経営―近世期における茂木本店を中心に」(二〇〇九年、『大阪大学経済学』第五九卷第二号)。松本宏編『近江日野商人の研究―山  
中兵右衛門家の経営と事業』(二〇一〇年、日本経済評論社)。

(2) 以下に利用する史料は、日野町史編さん委員会作成の「野田六左衛門家文書(日田)」であり、付した番号は、その整理番号である。

(3) 安中市史刊行委員会編『安中市史』第六卷近代現代資料編1、平成一四年、六五三頁。

(4) 同委員会編『安中市史』第二卷通史編、平成一五年、六二八頁。

(5) 前掲、『安中市史』第六卷、六五六頁。

(すえなが くにとし・同志社大学経済学部)

Abstract

Kunitoshi SUYENAGA, *Genealogy and Business History of the Family of Rokuzaemon Noda, an Ohmi Merchant*

The family of Rokuzaemon Noda—an Ohmi merchant—began brewing and wholesale-and-retail business in Itahana, northern Kanto area, in 1753. Although Rokuzaemon Noda of the fourth-generation master was expelled from the family business for debauchery, the masters in the following generations restored the performance of the business by setting a branch family to strengthen the management team. Further, a part of the profit was awarded to the long-service employees, which assured their loyalty and extended services. The improved management team and the faithful employees have been the two key factors in the Noda family's success in business even in the modern times.